

平成 2 8 年

上尾市教育委員会 3 月定例会議案

議 案 名

議案第16号	上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について……………	1
議案第17号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する 規則の制定について……………	2
議案第18号	上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則 の一部を改正する規則の制定について……………	7
議案第19号	上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定 について……………	8
議案第20号	上尾市立人権教育集会所管理規則の一部を改正する規 則の制定について……………	10
議案第21号	上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正す る規則の制定について……………	21
議案第22号	上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する 規程の一部を改正する訓令の制定について……………	30

議案第16号

上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について  
上尾市文化財保護審議会委員に下記の者を委嘱する。

平成28年3月30日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

記

任期 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

氏名	住所	専門分野	備考
うだか よしあき 宇高 良哲	上尾市大字今泉在住	歴史（中・近世史）	再任
おくずみ としお 奥 隅 俊男	上尾市本町在住	建築	再任
きし きよとし 岸 清俊	上尾市大字小泉在住	歴史（近世史）	再任
こじま たかお 小島 孝夫	伊奈町大字小室在住	民俗	再任
しもさと みつまさ 下里 光正	上尾市柏座在住	工芸品（陶芸）	再任
とおやま まさひろ 遠山 正博	上尾市二ツ宮在住	工芸品（刀剣）	再任
いのうえ はじめ 井上 肇	上尾市浅間台在住	考古	新任

提案理由

文化財保護審議会委員の任期が平成28年3月31日で満了することに伴い、上尾市文化財保護条例（平成18年上尾市条例第8号）第27条の規定により委嘱したいので、この案を提出する。

議案第 17 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 28 年 3 月 30 日

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成 19 年上尾市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「<sup>こ</sup>禁錮」を「禁錮」に改める。

別表第 2 中「<sup>せき</sup>脊柱」を「脊柱」に改める。

「（宛先）」

第 1 号様式中「上尾市教育委員会 様」

上尾市教育委員会」

に改める。

第 2 号様式中「において、条例」を「において、上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「条例」という。）」に改める。

第 3 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

第 4 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、同様式（注）4(1)を次のように改める。

- (1) 厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金及び平成 24 年

一元化法附則第 3 7 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 2 4 年一元化法附則第 6 1 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 2 4 年一元化法附則第 7 9 条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成 1 3 年法律第 1 0 1 号）附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）

第 4 号様式（注） 4 (2)及び(3)中「障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改め、同様式（注） 4 (4)中「船員保険法の規定による」を「船員保険法による」に改め、同様式（注） 4 (5)中「厚生年金保険法の規定による」を「厚生年金保険法による」に改め、同様式（注） 4 (6)中「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に改める。

第 5 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、同様式（注） 4 (1)を次のように改める。

- (1) 厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号。以下「平成 2 4 年一元化法」という。）附則第 4 1 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 2 4 年一元化法附則第 6 5 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法による障害基礎年金（同法第 3 0 条の 4 の規定による障害基礎年金及び平成 2 4 年一元化法附則第 3 7 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 2 4 年一元化法附則第 6 1 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 2 4 年一元化法附則第 7 9 条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成 1 3 年法律第 1 0 1 号）附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）

第5号様式（注）4(2)及び(3)中「障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改め、同様式（注）4(4)中「船員保険法の規定による」を「船員保険法による」に改め、同様式（注）4(5)中「厚生年金保険法の規定による」を「厚生年金保険法による」に改め、同様式（注）4(6)中「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に改める。

第6号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

第7号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、同様式（注）4(1)を次のように改める。

- (1) 厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）

第7号様式（注）4(2)及び(3)中「障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改め、同様式（注）4(4)中「船員保険法の規定による」を「船員保険法による」に改め、同様式（注）4(5)中「厚生年金保険法の規定による」を「厚生年金保険法による」に改め、同様式（注）4(6)中「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に改める。

第8号様式及び第9号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

第10号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、同様式（注）4(1)を次のように改める。

- (1) 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等

を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）

第10号様式（注）4(2)中「遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改め、同様式（注）4(3)中「遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に改め、同様式（注）4(4)中「船員保険法の規定による」を「船員保険法による」に改め、同様式（注）4(5)中「厚生年金保険法の規定による」を「厚生年金保険法による」に改め、同様式（注）4(6)中「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に改める。

第11号様式から第14号様式までの規定中「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

第15号様式から第21号様式までの規定中「60日」を「3か月」に改める。

第22号様式、第23号様式及び第25号様式から第27号様式までの規定中「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15号様式から第21号様式までの改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

## 提案理由

被用者年金制度の一元化及び行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるので、この案を提出する。



## 議案第 18 号

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を次のように定める。

平成 28 年 3 月 30 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則（平成 27 年上尾市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式教示 1 及び第 3 号様式教示 1 中「30 日」を「3 か月」に改める。

附 則

この規則は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

## 提案理由

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。

## 議案第19号

上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について  
上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則

上尾市立公民館管理規則（昭和60年上尾市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「2年」を「同項の規定による通知書の交付を受けた日から2年間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（登録の更新）

第4条の2 前条第5項の有効期間の満了後引き続き利用の許可を受けようとする者は、教育委員会による登録の更新を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による登録の更新に係る手続について準用する。この場合において、同条第5項中「同項の規定による通知書の交付を受けた日から2年間」とあるのは、「更新前の前項の規定による登録の有効期間の満了した日の翌日から起算して2年間」と読み替えるものとする。

第5条中「前条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による利用の許可を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) その利用の目的が社会教育法第20条、第22条及び第23条の規定の趣旨に反していないこと。

(2) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学していること。

第6条第1項ただし書中「前条」を「前条第1項」に改める。

第7条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

上尾市立公民館の登録の更新の手續及び体育室個人開放の利用等について、公民館の適正な運営に資するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

## 議案第20号

上尾市立人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則

上尾市立人権教育集会所管理規則（昭和50年上尾市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を削り、第7条を第9条とする。

第6条中「集会所の使用目的又は使用条件に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第5条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (2) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、集会所の管理上特に必要があると認めるとき。

第6条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（遵守事項及び教育委員会の指示）

第7条 教育委員会は、集会所の使用者の遵守事項を定め、及び集会所の管理上必要があるときは、その使用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

第5条中第4号を第6号とし、第3号を削り、第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同条に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 第4条第2項各号の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集会所の管理上支障があると認められるとき。

第5条を第6条とする。

第4条第1項本文中「もの」を「者」に改め、「あらかじめ」を削り、「集会所使用許可申請書（第1号様式）」を「上尾市立集会所使用許可申請書（第4号様式）」に、「上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、教育委員会があらかじめ認めた者の使用については、上尾市立集会所使用簿（第5号様式）の記入によって上尾市立集会所使用許可申請書の提出に代えることができる。

第4条第2項中「前項」を「前項本文」に、「集会所使用許可書（第2号様式）」を「上尾市立集会所使用許可書（第6号様式）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 教育委員会は、第1項本文の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（使用の登録、変更及び廃止）

第4条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）による登録を受けなければならない。ただし、教育委員会があらかじめ認めた者については、この限りでない。

2 前項本文の規定による登録を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

(1) 上尾市立人権教育集会所条例（昭和50年上尾市条例第6号）第1条及び第3条の規定の趣旨に反していないこと。

(2) 営利を主たる目的としない団体であること。

(3) 5人以上の者で構成されていること。

(4) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者によりおおむね構成されていること。

(5) 当該団体の事務所（事務所を有していない団体にあつては、当該団体の代表者の住所）が市内に存すること。

3 第1項本文の規定による登録を受けようとする者は、上尾市立集会所使用団体登録申請書（第1号様式）に、上尾市立集会所使用団体構成員名簿（第2号様式）を添付して教育委員会に申請しなければならない。

- 4 第1項本文の規定により登録を受けた者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。
  - 5 第1項本文の規定により登録を受けた者が、団体の解散等によりその登録の廃止の申出をするときは、上尾市立集会所使用団体登録の廃止申出書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。
- 第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

上尾市立集会所使用団体登録申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

団体名  
申請者 氏名  
住所

上尾市立集会所使用団体として登録をしたいので、次のとおり申請します。

団体名	ふりがな	活動 内容		
代表者	ふりがな	住所 〒		
	氏名			
	TEL ( )			
連絡先 (代表者と 異なる場合)	ふりがな	住所 〒		
	氏名			
	TEL ( )			
使用する 集会所	集会所	会員数	人(市内 人 ・ 市外 人)	
主な使用場所	1階会議室 ・ 1階和室 ・ 2階会議室 ・ 2階和室 ・ 料理室			
主な活動日 活動時間	毎週 曜日 ・ 毎月第 曜日 ・ その他 ( )			
	午前 ・ 午後 ・ 夜間			
団体の活動を 指導する者	ふりがな	住所 〒		
	氏名			
	TEL ( )			
備考				

※ 団体構成員の名簿を必ず添付してください。

※ 申請者の本人確認書類(運転免許証、保険証など)を御提示ください。

第2号様式(第4条関係)

上尾市立集会所使用団体構成員名簿

番号	氏名	住所	備考



第 2 号様式の次に次の 4 様式を加える。

第3号様式(第4条関係)

上尾市立集会所使用団体登録の廃止申出書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

氏名  
住所  
電話番号  
申出者

上尾市立集会所使用団体登録の廃止をしたいので、次のとおり申し出ます。

団体名	
代表者	ふりがな
	氏名
	住所
	電話番号
使用した集会所	

- ※ 申出者の本人確認書類（運転免許証、保険証など）を御提示ください。
- ※ 申出者が代表者以外の人の場合は、代表者の委任状が必要です。

第4号様式(第5条関係)

上尾市立集会所使用許可申請書

(宛先)  
上尾市教育委員会

申請年月日		年	月	日
団体名				
申請者	住所			
	氏名			
	電話番号			

集会所の使用について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的						
使用年月日	曜日	使用時間			使用場所	予定人数
1		午(前・後)	時	分から		
		午(前・後)	時	分まで		
2		午(前・後)	時	分から		
		午(前・後)	時	分まで		
3		午(前・後)	時	分から		
		午(前・後)	時	分まで		
4		午(前・後)	時	分から		
		午(前・後)	時	分まで		
5		午(前・後)	時	分から		
		午(前・後)	時	分まで		
6		午(前・後)	時	分から		
		午(前・後)	時	分まで		
7		午(前・後)	時	分から		
		午(前・後)	時	分まで		
8		午(前・後)	時	分から		
		午(前・後)	時	分まで		
9		午(前・後)	時	分から		
		午(前・後)	時	分まで		
10		午(前・後)	時	分から		
		午(前・後)	時	分まで		
11		午(前・後)	時	分から		
		午(前・後)	時	分まで		
12		午(前・後)	時	分から		
		午(前・後)	時	分まで		
備考						

第5号様式(第5条関係)

上尾市立集会所使用簿

日付	年 月 日 ( 曜日)	使用施設	原市集会所 ・ 畔吉集会所
団体名		代表者 (記録者)	
参加人数	人	指導者名	
使用場所	1階会議室 ・ 1階和室 ・ 2階会議室 ・ 2階和室 ・ 料理室		
使用時間	午前 ・ 午後 時 分 ～ 午前 ・ 午後 時 分		
内容			
確認事項	ガスの元栓 ・ 冷暖房器具 ・ 換気扇 ・ 電気 ・ 清掃		

第6号様式(第5条関係)

上尾市立集会所使用許可書

許可年月日		年 月 日
団体名		
申請者	住所	
	氏名	
	電話番号	

年 月 日付で申請がありました 集会所の使用については、次のとおり許可します。

上尾市教育委員会 印

使用年月日	曜日	使用時間	使用場所
1		時 分から 時 分まで	
2		時 分から 時 分まで	
3		時 分から 時 分まで	
4		時 分から 時 分まで	
5		時 分から 時 分まで	
6		時 分から 時 分まで	
7		時 分から 時 分まで	
8		時 分から 時 分まで	
9		時 分から 時 分まで	
10		時 分から 時 分まで	
11		時 分から 時 分まで	
12		時 分から 時 分まで	
※注意事項			

## 附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

上尾市立人権教育集会所の適正な管理運営に資するため、所要の改正を行いたので、この案を提出する。

## 議案第 2 1 号

上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定  
について

上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

上尾市立学校施設の開放に関する規則（昭和 5 6 年上尾市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（照明設備を含む。）」を削る。

第 7 条中「、市内に居住し、通勤し、又は通学する者で構成された 1 0 人以上の団体で、かつ」を削り、「に登録されたもの」を「による登録を受けたもの」に改める。

第 8 条の見出し中「登録」を「登録等」に改め、同条第 1 項中「に登録しなければならない」を「による登録を受けなければならない」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による登録を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 1 0 人（特別教室及び学校の施設内にある図書館分館講座室を利用する団体にあつては、5 人）以上の者で構成されていること。
- (2) 当該団体の構成員が、おおむね市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学していること。
- (3) 当該団体の事務所（事務所を有していない団体にあつては、当該団体の代表者の住所）が市内に存すること。

第 8 条中第 4 項を第 6 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

5 前項の規定による登録の有効期間は、同項の規定による利用団体登録証明書の交付を受けた日から 2 年間とし、その期間の経過によって、その効力を失う。

第 8 条第 3 項中「前項の」を「前項の規定による」に、「確認の上」を「確認の上、登録すべきものと認めるときは、」に、「交付する」を「当該

申請者に交付する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による登録を受けようとする団体は、上尾市立学校開放施設利用団体登録申請書（第1号様式）に上尾市立学校開放施設利用団体構成員名簿（第1号様式の2）を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

第8条の次に次の1条を加える。

（登録の更新）

第8条の2 前条第5項の有効期間の満了後引き続き開放施設を利用しようとする者は、当該開放施設の利用の登録の更新を受けなければならない。

2 前条の規定は、開放施設の利用の登録の更新に係る手続について準用する。この場合において、同条第5項中「同項の規定による利用団体登録証明書の交付を受けた日から2年間」とあるのは、「更新前の利用団体登録証明書の有効期間の満了した日の翌日から起算して2年間」と読み替えるものとする。

第10条第2項中「前月の10日から利用しようとする日の前7日」を「2月前の月の初日から利用しようとする日の前10日」に改める。

第1号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。



第1号様式の2（第8条関係）

上尾市立学校開放施設利用団体構成員名簿

番号	氏名	住所	備考

第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第8条関係)

年 月 日			
上尾市立学校開放施設利用団体登録証明書			
上尾市教育委員会			印
下記の団体は、上尾市立学校開放施設の利用団体であることを証する。			
記			
団体名 _____ 代表者 _____ 住 所 _____ 代表者 _____ 氏 名 _____ 代表者 _____ 電話番号 _____			
利用学校名	学校		
利用目的			
代表者氏名			
会場責任者	住所		
	氏名	電話番号	( )
その他の連絡先	住所		
	氏名	電話番号	( )
団体構成員数	小・中学生	人	加入 未加入
	高校・大学生	人	
	一 般	人	
	合 計	人	
	(うち指導者	人)	
	備 考		
	登録番号	—	
	有効期限		

(注意事項)

- 1 団体傷害・賠償責任保険に加入してください。
- 2 利用者心得を守ってください。
- 3 登録事項に変更が生じた場合は、教育委員会に届け出てください。

第3号様式から第5号様式までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第11条関係）(その1)

上尾市立学校開放施設利用(利用変更)許可書兼領収書

年 月 日

団体名又は氏名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 代表者の氏名 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

次のとおり利用を許可します。

上尾市教育委員会



利 用 施 設			
利 用 日 時			
利 用 目 的			
利 用 区 分	市内 ・ 市外	利用予定人員	人
付 属 施 設			
	照 明 設 備	時から 時まで	
備 考			

屋 外 運 動 場 夜 間 照 明 施 設 使 用 料	減免前の使用料の額	円	領 収 書 屋外運動場夜間照明施設使用料 を左のとおり領収しました。 年 月 日 印
	減免額	円	
	減免後の使用料の額	円	

第6号様式（第11条関係）（その2）

上尾市立学校開放施設（利用変更）許可書兼領収書

許可年月日	年 月 日		
団体名			
代 表 者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		

次のとおり利用を許可します。

上尾市教育委員会



利用目的					
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	使用料	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
施設使用料					
備品使用料					
減免			合計納付額		
※注意事項			上記の金額を領収しました。		

第7号様式及び第8号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の第8条第2項及び第3項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第1項の規定による登録を受けようとする団体について適用する。

3 改正後の第8条第5項及び第8条の2の規定は、施行日前2年以内に改正前の第8条第1項の規定により上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録された団体（特別教室及び学校の施設内にある図書館分館講座室の利用に係る登録を受けた団体に限る。）から適用する。

4 この規則の施行の際現に改正前の第8条第1項の規定により教育委員会に登録されている団体（屋外運動場、屋外運動場夜間照明施設及び屋内運動場の利用に係る登録を受けた団体に限る。）は、施行日以後、速やかに上尾市立学校開放施設利用団体構成員名簿（第1号様式の2）を教育委員会に提出しなければならない。

#### 提案理由

上尾市立学校施設の開放の適正な管理運営に資するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 22 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 3 月 30 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 22 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 14 の項中「50 万円以上」を削り、同項を 15 の項とし、13 の項を 14 の項とし、12 の項を 13 の項とし、11 の項の次に次の 1 項を加える。

12	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく不服申立てに関する事項	審査請求書の受理をすること。						○
----	-----------------------------------------	----------------	--	--	--	--	--	---

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の専決事項に関する規定を整備するほか、所要の改正をする必要があるため、この案を提出する。